

令和 7 年度(2025 年度) 豊中市売上アップ応援金募集要領

1. 豊中市売上アップ応援金の目的

豊中市売上アップ応援金は、地域の賑わい創出や消費喚起に取り組む、市内事業者等で構成された団体又は実行委員会が行う事業に対して、市が応援金を交付することにより、地域経済の活性化とさ
らなる産業の振興を図ることを目的としたものです。

2. 募集事業の内容（対象事業）

- ①申込み団体又は実行委員会が主催し、地域の賑わいや消費喚起に繋がる事業であり、応援金を活用すること
で従来にはなかった新たな取り組みや、創意工夫に取り組むもの。
- ②申込み団体又は実行委員会の構成員のうち、特定の構成員の利益の増進に限定されることを防止する
ため、団体又は実行委員会内で受発注されるものでないこと（※ただし、景品・記念品代については、
この限りでない。）
- ③広く一般に周知され、参加者に制限が設けられていないこと。
- ④市内外から多くの集客が見込める事業であること。

3. 制度概要

内 容	地域の賑わい創出や消費喚起に取り組む、市内事業者等で構成された団体又は実行委員会が行う事業で、応援金を活用することにより新たな取り組みや創意工夫に取り組む事業。
対 象 者	市内の企業・個人事業主・その他の法人（NPO 法人等）等で構成された団体又は実行委員会
応 援 金 の 上 限	40 万円 （対象経費の 2 分の 1）
交 付 制 限	1 団体又は実行委員会につき、交付は 1 回のみとします。
申 込 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ <u>先着順で 25 団体又は実行委員会</u> を目安として、予算の 上限に達するまで受付します。 ただし、上限に達していない場合であっても、 <u>令和 8 年 1 月 30 日</u> で <u>申込期間を 終了</u> します。
事業実施期間	<u>交付決定日</u> ～ <u>令和 8 年 3 月 31 日</u> 申込期間とは異なっていますので、ご注意ください。
そ の 他	・代表者が同一である団体・実行委員会の申込はいずれか 1 つの団体・実行委員会までとなります。 ・代表者が同一である場合を除き <u>1 事業者が複数の団体・実行委員会を兼任し申 込むことができますが、同一の団体・実行委員会内、構成事業者間若しくは同 一とみなされるエリアで実施される事業については申込むことはできません。</u> 例 A 商店街の構成員がバル実行委員会にも参加している場合 ⇒A 商店街・バル実行委員会ともに申込み可能です。 ※ただし、代表者が同一である場合や、バル実行委員会を実施する事業が A 商店街で実施されるなど実質的に同一事業であると見なされる場合は対 象外となります。 ・採択状況は、申込期間中、随時市の HP 等で公表します。

4. 対象者

この応援金に申込みことができる者は、次のとおりです。

【団体】

構成員の3分の2以上が市内の事業者で構成される、共通の利益を増進することを主たる目的とした市内の団体（例：市内の各種商業団体・商店街組織・連合会・工業会等）

【実行委員会】

定款又は会則等を有し組織的な運営がされており、かつ4者以上の事業者で構成され、構成員の3分の2以上が市内の事業者で構成される、特定のイベント等の開催や実行を主たる目的とした市内に本拠地を置いている実行委員会（例：駅前バル実行委員会・夏祭り実行委員会等）

ただし、どちらの形態の場合においても、応援金の交付申込時点で設立から1年以上が経過しており、活動実績がある場合に限ります。

※1 事業者とは、次のいずれかにあてはまる者とします。

- ① 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者
- ② ビジネス的事業運営に取り組むNPO法人等（※法人税法上の収益事業を営む者）
- ③ 中小企業基本法に定める中小企業者の規模を超える企業

本社等が他市町村にあり、豊中市内には支社・工場・店舗等があり、そこで当該事業を実施する場合は、当該施設、店舗等が豊中市内にあることがわかる書類をご提出いただきます。

※2 団体又は実行委員会の代表者が、それぞれ代表してお申込みください。代表者は、本応援金において市に対する代表窓口、及び会計面での責任を負います。

※3 団体若しくは実行委員会は、豊中市税を完納している必要があります。

ただし、非課税または免除の場合は納税しているものとみなします。

また、納税義務のない任意団体においては、その代表が豊中市税を完納していれば問題ありません。

※4 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団・暴力団員・暴力団密接関係者、風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む者及びその他社会通念上、公的応援金を受けることがふさわしくない者は除きます。

5. 応援金の額

次のうちいずれか少ない額を上限とします。(1,000 円未満切り捨て)

- ① 対象経費の合計額の 2 分の 1
- ② 40 万円

※1 交付決定は、予算の範囲内で行います。

交付決定額は、申込内容を審査のうえ、減額することがあります。

※2 実際に交付される応援金の額は、事業実施後の決算額から再度算出し、交付決定額を上限として確定します（精算払いとなります）。

6. 対象経費

(1) 対象となる経費の基本的な考え方

以下の条件をすべて満たしていることが必要となります。

- ① 使用目的が、対象事業に限定されることが明確であること
- ② 交付決定日以降に発生し、令和 8 年 3 月 31 日までに（事業実施期間中に）完了する対象事業に係る経費であること
- ③ 支払いを確認できる必要な資料がすべてそろっていること
- ④ 申込団体・実行委員会の構成員内で受発注されるものではないこと。

※1 対象となる経費は、事業実施期間中に取り組んだものに限られます。

※2 経費の支出とは、「発注」「納品」「請求」「支払い」がすべて完了していることを指します。

※3 事業実施期間は、事業の効果検証期間を含みます。

※4 対象経費には消費税及び地方消費税は含みません。

(2) 対象経費となる費目について

対象費目	内容
会場・機材等借上料	会議等のための会場費と展示会等出展費用、イベント会場借上料等です。会場設営費用等も含まれます。
外注費・委託費	申込者が、事業の一部を実施することが困難な場合の外注・外部委託や、そうすることでより効果的に事業を達することができる場合の委託費用等です。原稿料等も含まれます。
広告宣伝費	動画作成、ネット広告、印刷物・のぼり・看板等の作成、新聞折込等、対象事業の実施に必要な広告宣伝の経費等です。
保険料	イベント保険等の保険が対象となります。
景品・記念品代	<u>イベント開催等での景品・記念品や団体等のみで利用できる金券等</u>（不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律（第百三十四号）に基づく景品規制の限度内のものに限る）が対象となります。ただし、<u>補助上限額は10万円</u>とします。 【対象経費の例】 例）景品としてマチカネポイントを付与する場合のポイント原資（マチカネポイントについては市HP参照） https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/machikane_point/huyozigyousya.html 例）抽選会の景品 例）イベント期間中に商店街で利用できる商品券を発行する場合
店舗改修費	対象事業を行うための解体費、内装費、電気工事費、空調工事費、ガス工事費、給排水工事費、清掃費等です。ただし、汎用性が高く使用目的が特定できない備品（冷暖房機器、照明機器、音響設備等）の購入費は除きます（計画の内容によっては、対象にならない場合もあります）。 例：テイクアウト販売を行うためのカウンターの設置工事費用
車両改修費	テイクアウト販売等に利用する移動販売用車両（キッチンカー等）の改修外注費や、車両に設置する器具設備費等です。ただし、移動販売用車両の購入費や汎用性が高く使用目的が特定できない器具設備の購入費は除きます。
その他市長が必要と認めた経費	—

<注意事項>

- ・対象経費に消費税及び地方消費税は含みませんのでご注意ください。
- ・景品・記念品代を除き、団体・実行委員会の構成員へ支払われるものは対象にはなりません。
 学生・地域住民等の人件費、謝礼金等については、対象にはなりません。
- ・現金や図書券・一般に流通する商品券等の換金性の高い商品類は、景品・記念品にはしないでください。
- ・備品等の購入や汎用性の高い商品の借上、製品等の量産に係る費用は対象にはなりません。

7. 申込方法

(1) 提出書類

提出書類	提出区分 (団体)	提出区分 (実行委員会)
① 【全対象者】豊中市売上アップ応援金交付申込書(様式第 1-1 号)	◎	◎
② 【全対象者】豊中市売上アップ応援金実施計画書(様式第 1-2 号)	◎	◎
③ 【全対象者】豊中市売上アップ応援金予算書(様式第 1-3 号)	◎	◎
④ 【全対象者】豊中市売上アップ応援金に申込みすることができない者に該当しない旨の申立書(様式第 1-4 号)	◎	◎
⑤ 【全対象者】(代表者のみ) 豊中市税に未納のない証明書(代表者個人のもの) <u>「市・府民税納税証明書」、「法人市民税納税証明書」ではごさい ませんので、ご注意ください。</u>	◎ (代表者)	◎ (代表者)
⑥ 【全対象者】定款又は会則その他これらに類するもの	◎	◎
⑦ 【全対象者】役員・会員名簿 ※役員名簿については、役員の氏名(ふりがな)・事業所名・事業所住所が記載されているもの ※会員名簿については、会員の氏名、事業所名、事業所住所が記載されているもの	◎	◎
⑧ 【全対象者】事業の実施を承認した総会・理事会等の概要	◎	◎
⑨ 【実行委員会】昨年度以前の活動実績を表す書類 例：昨年度実施時のイベントのパンフレット 等	—	◎
⑩ 事業の補足説明資料【任意】	△	△
⑪ 事業や法人を紹介するパンフレット等【任意】	△	△

(◎：必須書類 △：あればご提出ください —：提出する必要はありません)

※その他市長が必要と認める書類として、別途書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 申込期間

令和 7 年 4 月 1 日から、先着順で 25 団体又は実行委員会を目安として、予算の上限に達するまで受付します。

ただし、上限に達していない場合であっても、令和 8 年 1 月 30 日に申込期間を終了します。

- ・申込期間中の土曜日・日曜日・祝日・年末年始は除きます。また持参・郵送の場合は、午前 9 時から午後 5 時までとします。
- ・申込期間中は、随時、採択状況を HP 等で公表します。

(3) 申込方法

上記 (1) の提出書類を、豊中市 産業振興課 (10. 問合せ・郵送先を参照) まで、持参・郵送・電子メールのいずれかの方法でご提出ください。

- ・提出された書類の返却には原則応じませんので、事前にコピー等ご対応ください。
- ・郵送の場合は、郵便物の追跡が可能なレターパックライト等でご郵送ください。

8. スケジュール

(1) 審査

申込み資格及び申込み内容に関する書類審査を実施します。
書類審査には最長 2 週間程、時間を要する場合があります。

(2) 交付決定

市で計画内容等を審査し、決定します。

(3) 審査結果・公表

審査結果について、書面にて通知します。

- ・審査内容に関するお問合せについては応じられません。あらかじめご了承ください。
- ・対象事業の決定を受けた事業については、申込みグループ名又は団体名若しくは実行委員会名、構成事業者名、事業名、並びに事業概要等について、HP 等で公表させていただきます。

(4) 事業の実施・報告

対象事業の決定後、令和 8 年 3 月 31 日までに (事業実施期間中に) 事業を完了させ、完了後は、速やかに市へ実績報告書等を提出してください。

(5) 精算・支払い

応援金は精算払いとなります。対象事業の完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書を提出していただきます。実績報告書等を確認させていただき、経費を精査した後、応援金を交付します。

9. 補助事業者の義務

- ①補助事業期間中における事業の遂行状況について、適宜、報告を求めることがあります。
- ②補助事業完了後、補助金交付のため、支払いの証拠書類等を添付して実績報告書を提出していただきます。
- ③事業実施後の効果検証や今後の市施策展開における企画・立案の参考とするためのアンケートへの回答等にご協力をお願いします。

10. マチカネポイントアプリの活用について

豊中市ではデジタル地域ポイント「マチカネポイント」事業を実施しています。

マチカネポイントアプリは令和7年4月1日時点で約14万人のアカウント登録となっており、キャッシュレス決済としての加盟店登録（登録料・決済手数料負担なし）のほか、アプリ上でのデジタルクーポンの発行や、事業者によるポイント付与など、補助事業の実施に合わせ売上アップに是非ご活用ください。詳細は市HPをご確認いただくか、下記問合せ先までお問合せください。

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/machikane_point/index.html



11. 問合せ・郵送先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市 産業振興課 （第一庁舎 5 階）

TEL : 06-6858-2187

FAX : 06-4865-2058

E-mail : sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

開設時間：平日 9 時から 17 時まで（土日祝・年末年始を除く）